

議第21号

京都市職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。